

公共施設の再構築・区有財産の活用 (本部素案)

平成 1 3 年 1 0 月
豊島区行財政改革推進本部

目 次

はじめに	1
公共施設の再構築・区有財産の活用の流れ	2
I 公共施設の再構築	3
1 既存施設	3
(1) 保健福祉施設	3
①保健所・保健センター	3
②保健福祉センター	3
③高齢者福祉センター、ことぶきの家	3
④知的障害者通所授産施設	3
⑤知的障害者通所更生施設	4
⑥特別養護老人ホーム	4
⑦軽費老人ホーム（ケアハウス）	4
(2) 子ども家庭支援施設	4
①児童館	4
②保育園	5
(3) 教育施設	6
①社会教育会館・青年館	6
②体育施設	6
③図書館	6
④竹岡健康学園	7
⑤郷土資料館	7
(4) 公園	7
(5) 自転車駐車場・保管所	7
①自転車駐車場	7
②自転車保管所	7
(6) その他施設	7
①区民事務所	7
②庁舎、公会堂等	8
③男女平等推進センター（エポック10）	8
2 新規施設	9
(1) 保健福祉施設	9
①（仮称）地域福祉センター	9
②痴呆性高齢者グループホーム	9
③介護療養型医療施設	9
④知的障害者入所更生施設	9
⑤精神障害者社会復帰施設等	10
⑥身体障害者入所療護施設・身体障害者デイサービスセンター	10
⑦介護老人保健施設	10
(2) 子ども家庭支援施設	10
①母子生活支援施設（母子寮）	10
(3) その他施設	10
①美術施設	10

II 区有財産の活用	11
1 学校跡地の活用	11
(1) 既に閉校になっている学校跡地	11
① 平和小学校	11
② 雑司谷小学校	11
③ 朝日中学校	12
④ 日出小学校	12
(2) 今後、閉校が予定されている学校跡地	12
① 千川小学校	12
② 時習小学校	13
③ 旧高田小学校	13
④ 真和中学校	13
⑤ 大明小学校	13
⑥ 第十中学校	14
⑦ 長崎中学校	14
2 出張所跡地（単独区民集会室）の活用	14
① 旧第四出張所	14
② 旧第七出張所	14
③ 旧第八出張所	14
④ 旧第九出張所	14
⑤ 旧第十出張所	14
⑥ 旧第十一出張所	14
3 その他跡地の活用	15
① 巣鴨体育館	15
② 南池袋、要町第二、巣鴨第二	15
③ 男女平等推進センター（エポック10）	15
④ 青年館建設予定用地	15
⑤ 旧池袋第四保育園	15
4 東池袋四丁目再開発ビルの保留床の取得	15
i 中央図書館	15
ii 交流施設	15
5 用地の取得	15
① J R 東日本駒込社宅用地	15
② (財) 癌研究所附属病院用地	15
③ 清掃事業所用地	15
(参考資料)	
高齢者福祉センター・ことぶきの家、児童館の区内配置図	16
学校跡地活用案	17
公共施設再構築の施設体系	18

は じ め に

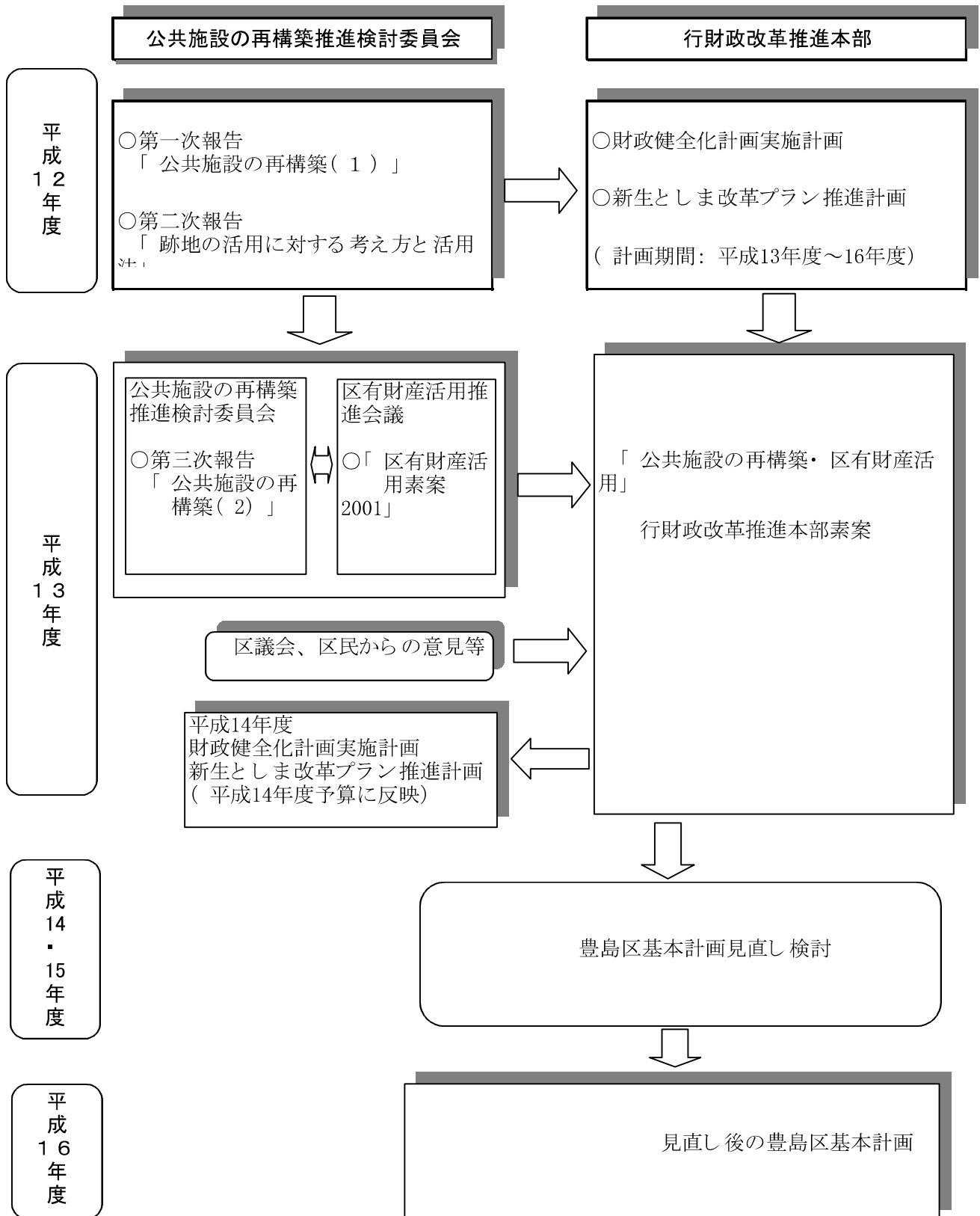
23 区でもトップレベルの整備水準に達している本区の公共施設にかかる経費は、膨大な金額に上っており、区の財政を圧迫する原因のひとつになっています。このため、昨年、区職員で構成する、「公共施設の再構築推進検討委員会」において、今後の行政需要に弾力的に対応するため、公共施設のあり方を見直し、経費の圧縮などを検討してまいりました。その結果は、昨年12月に第一次報告「公共施設の再構築(1)」、第二次報告「跡地の活用に対する考え方と活用法」としてまとめられています。豊島区行財政改革推進本部(以下「本部」)では、その報告を受け、本区の行財政改革の柱となる2つの計画、「財政健全化計画実施計画」「新生としま改革プラン推進計画」の平成13年度から16年度までの4か年の計画期間に見直し内容等を位置づけています。

今年度は、この公共施設の再構築をさらに推し進めて行くに当たり、第一次報告のなかで「今後検討対象とすべき施設」とした施設の抜本の見直しを中心として検討するとともに、公共施設の跡地の活用を検討する組織として「区有財産活用推進会議」を新たに設置し、それぞれの役割を分担しつつ連携して行ってきました。

第三次となる今回の再構築推進検討委員会報告は、施設数の見直しはもちろんのこと、今後の施設のあり方やその運営形態の見直しを含め、幅広く検討した結果を施設ごとにまとめたものであります。また、「区有財産活用推進会議」から報告のありました、「区有財産活用素案2001」は、学校等公共施設の跡地・跡施設、さらにその後に発生する二次的跡地の活用法について様々な観点から検討を重ねたものです。

本部といたしましては、これらの報告を踏まえ、それぞれ本部素案としてとりまとめました。これに、区議会や区民から寄せられたご意見等を取り入れたうえで、「財政健全化計画実施計画」「新生としま改革プラン推進計画」に平成14年度以降の取り組み事業として反映させていきます。また、今後さらなる検討を要する施設については、平成16年度策定に向け、平成14年度、15年度に検討する予定の豊島区基本計画にその見直しを引き継ぐことといたします。

公共施設の再構築・区有財産の活用の流れ



I 公共施設の再構築

	再構築の考え方 (●は13年度取組済)	平成14年度に取り かかる事項	平成15年度以降に 取りかかる事項
1 既存施設			
(1) 保健福祉施設			
① 保健所・保健センター	○現在の池袋、長崎の2保健所体制を、組織の集約化、簡素化を図り1保健所2保健センターに再編する。	○当面、1保健所1保健センターの整備	○1保健所2保健センター体制の検討
② 保健福祉センター	○現在、中央・東・西3か所の保健福祉センターを、区民の利便の点から、高齢者障害者の在宅福祉サービスや保健・医療サービスについて、区民がワンストップで相談を含めサービスを提供できる施設へと再編を検討する。 具体的には、保健所の統合に伴い設置される保健センターとの機能面での連携を図りつつ整備する。	○保健センターと機能面での統合を検討	○学校跡地等に区民事務所、保健福祉センター、保健センターの機能をもった施設を整備
③ 高齢者福祉センター ことぶきの家	○高齢者、子ども家庭福祉施策などが地域で総合的かつ一体的に展開できるよう、地域福祉の拠点施設として再編を図る。 (平成15年度以降に策定予定の地域福祉計画の中でことぶきの家を(仮称)地域福祉センターとして検討する。) ○運営方法については、地域で支えあう体制づくりの必要性から、区民参加による自主運営・自主管理を基本に、併設施設の児童館との組織機能の統合を検討していく。	○運営方法の見直し ○(仮称)地域福祉センター構想の検討	○(仮称)地域福祉センターの整備(16館を再編し、自主運営を基盤とする地域福祉センター12館+自主運営館4館体制とする。)
④ 知的障害者通所授産施設	○現在区内には、駒込と目白に区立福祉作業所が2か所整備されているが、平成15年度には定員超過が予想されるため、早急な施設整備が必要である。 ○社会福祉法人による施設建設・運営で整備(2か所)	○旧池袋第四保育園跡地での整備を検討(1か所)	○旧池袋第四保育園跡地売却・法人工事着工、平成17年度当初に開設 ○平成19年度1か所開設に向けた準備

		再構築の考え方 (●は13年度取組済)	平成14年度に取り かかる事項	平成15年度以降に 取りかかる事項
⑤	知的障害者通所 更生施設	○現在区内には、駒込と目白に区立生活実習所が2か所整備されているが、平成14年度以降、利用者の増が見込まれることから、早急な施設整備が必要である。 ○駒込生活実習所の分室を整備する。	○旧第十出張所跡地での整備を検討	○平成15年度整備・開設
⑥	特別養護老人 ホーム	○現在区立4か所、民間2か所の合計6か所整備されている。 今後の高齢者人口の増に伴う需要には、民設民営方式により、350人程度の特別養護老人ホームを区内に整備する。	○南池袋3丁目地区及び池袋1丁目地区に民設民営による2か所の着工	○平成16年度中に、南池袋3丁目地区及び池袋1丁目地区2か所の開設 ○引き続き、100人程度の個室型施設を2か所、民設民営方式で区内に整備
⑦	軽費老人ホーム (ケアハウス)	○区内には現在1か所整備されている。 今後の高齢者人口の増に伴う需要には、PFIの活用も含め、民設民営方式を基本に整備を検討する。	具体化について検討	

(2) 子ども家庭施設

①	児童館	○第一次報告「公共施設の再構築(1)」における17館体制を推進する。 ○平成15年度以降に策定予定の地域福祉計画の中で児童館の機能のあり方を検討する。 そのうち2館については、中高生への対応や地域館のセンター機能をあわせもつ大型児童館を整備することを検討する。 ○大型児童館の検討のなかで、子どもたちが遊びながら自然や文化に興味をもち、学習、体験ができる場(「(仮称)チルドレンズ・ミュージアム」)も合わせて検討する。	○17館体制の推進 ○地域福祉センター構想の検討	○地域福祉センターの整備 ○大型児童館の整備
---	-----	--	-----------------------------	---------------------------

		再構築の考え方 (●は13年度取組済)	平成14年度に取り かかる事項	平成15年度以降に 取りかかる事項
②	保育所	<p>○平成13年度現在、区内認可保育所は34(区立28、私立6)である。待機児の状況は、年度の後半になると100人を超える。また待機児が集中する地域があるなど、需給の不均衡が生じている。</p> <p>施設環境では、園庭がない保育所や園舎の老朽化が進んでいることなどから、建て替えや改築が急務となっている。</p> <p>このため、区内保育所の再構築にあたっては、次の考え方により推進していく。</p> <p>①区立保育所の民営化の推進 老朽化や保育環境の面で課題を抱えている区立保育所の建て替えや改築を契機に、区立保育所の民営化を進める。</p> <p>②これからの区立保育所の役割 区立保育所は、よりきめ細かな保育サービスを提供できるよう、地域の拠点となる「子育てセンター」を目指していく。</p> <p>③東京都認証保育所制度の活用 特に待機児の集中する地域については、補完的な受け皿として、東京都が制度化した認証保育所制度の活用を図り、全体として保育需要に添えていく。</p> <p>④今後の施設整備のあり方 老朽化による建替や園庭、日照などの保育環境の面で緊急に整備が必要とされる保育所を優先し、地域の保育需要に即した形で再編を図る。</p>	○南池袋3丁目地区に民設により1か所の着工	<p>○平成17年4月に南池袋3丁目地区に民設民営により1か所開園</p> <p>○千川小飛地の活用など、建替えを契機とした民営化の促進</p>

	再構築の考え方 (●は13年度取組済)	平成14年度に取り かかる事項	平成15年度以降に 取りかかる事項	
(3) 教育施設				
①	社会教育会館・ 青年館	○生涯学習センターの整備については、「生涯学習推進計画策定委員会」で検討を行う。 ○社会教育会館の再配置については、青年館及び大型児童館の機能を含めて検討する。 ○区民の自主的な活動を中心とした管理運営を促進していくため、NPOの設立など、新たな管理運営主体のあり方についても検討する。	○運営方法の見直し	○施設の整備
②	体育施設	○老朽化が著しい豊島体育館、豊島プール、巣鴨体育館等については、新たな施設の建設も踏まえ、スポーツ振興計画とも整合性を図りつつ、再編整備する。 ○民間の持つ専門性や豊富な経験等を活用するため、建設等についてはPFIの導入の可能性を検討する。 ○施設の管理運営は、NPO法人等民間事業者に委ね、低コストで良質なサービスのシステムの構築を図る。	○学校跡地を活用した建設計画の策定準備	○施設の整備
③	図書館	○平均的水準を満たした図書館を地域に数多く配置するばかりでなく、特色を持った独自のサービスを利用者に提供するなど地域図書館の再編・整備を検討する。 また、センター館である新中央図書館と効率的な機能分担を図る。 ○図書館業務の委託について、可能な限り民間事業者の参入を検討する。		○東池袋四丁目地区市街地再開発ビルに現中央図書館を移転する。 ○巣鴨図書館の拡張用地として巣鴨体育館を活用した建て替えを検討する。

		再構築の考え方 (●は13年度取組済)	平成14年度に取り かかる事項	平成15年度以降に 取りかかる事項
④	竹岡健康学園	○竹岡健康学園検討委員会において、遠隔の立地・全寮制の形態・区の財政負担などについて検討し、一つの学年に在籍する児童が3名未満となる学年が複数存在する状況が2年間連続した場合には、当該年度をもって廃止する。		
⑤	郷土資料館	○生涯学習推進計画策定の中で、機能・配置等について検討する。	○建設計画の策定準備	○施設の整備
(4) 公園		○みどりと広場の基本計画の方針に基づき、学校跡地を活用し、近隣公園の不足地域を解消する。 ○近隣公園創出に伴う周辺の小規模公園について、廃止を含め再配置を検討する。	○近隣公園の創出 ○近隣公園創出に伴う周辺の小規模公園の再配置	○近隣公園の創出 ○近隣公園創出に伴う周辺の小規模公園の再配置
(5) 自転車駐車場・保管所				
①	自転車駐車場	○区内駅周辺に放置される自転車等が最も多いのは池袋駅周辺であり、巣鴨、大塚駅周辺も自転車駐車場の整備が必要である。	○巣鴨駅南自転車駐車場建設計画の着手	○大塚駅北自転車駐車場建設計画の着手
②	自転車保管所	○現在8か所ある保管所のうち、5か所は借地であり、敷地が狭いため今後は学校跡地などを活用して大規模な保管所を整備し、現在の保管所の整理・集約化を図っていく。	○学校跡地を活用した保管所の整備を検討	○学校跡地を活用した保管所の整備を検討
(6) その他施設				
①	区民事務所	○平成12年度より、12の出張所を廃止し、区民事務所として2か所整備されている。 今後は、区民の利便性を考え、ワンストップでサービスが受けられる施設を検討する。(区民事務所、保健センター、保健福祉センターなどの機能面で統合された施設など)	○ワンストップサービスが受けられる施設の検討 ○西部地区は学校跡地で検討 ○東部地区での整備を検討	○ワンストップサービスが受けられる施設の検討 ○西部地区は学校跡地で検討 ○東部地区での整備を検討

		再構築の考え方 (●は13年度取組済)	平成14年度に取り かかる事項	平成15年度以降に 取りかかる事項
②	庁舎・公会堂等	○現在の本庁舎は、昭和36年に建設され、築40年を経過し、老朽化が激しい。 公会堂も昭和27年に建設され築49年である。今後は区民が利用しやすい場所(交通、他の官公署との関係)という視点で、学校跡地での建設を含め検討する。	○学校跡地での建設も含め検討	○学校跡地での建設も含め検討
③	男女平等推進センター (エポック10)	○公共施設の再構築第一次報告において、借上げ施設は、代替が可能な施設については見直すことになっている。 男女平等推進センターについては、賃料等が区財政の大きな負担となっているため、現行の民間施設から区有施設に移転することを検討する。	○生活産業プラザを含め、区有施設に移転を検討	

	再構築の考え方 (●は13年度取組済)	平成14年度に取り かかる事項	平成15年度以降に 取りかかる事項
2 新規施設			
(1) 保健福祉施設			
① (仮称) 地域福祉センター	○高齢者、子ども家庭福祉施策などが地域で総合的かつ一体的に展開できるよう、地域福祉の拠点施設として再編を図る。 (平成15年度以降に策定予定の地域福祉計画の中でことぶきの家を地域福祉センターとして検討する。) ○運営方法については、地域で支えあう体制づくりの必要性から、区民参加による自主運営・自主管理を基本に、併設施設の児童館との組織機能の統合を検討していく。	○地域福祉センター構想の検討	○地域福祉センターの整備
② 痴呆性高齢者グループホーム	○現在、区内に施設は整備されていないが、今後、高齢者人口の増加に伴い、区内での施設需要が見込まれるため、民設民営方式を基本に2か所の整備を検討する。	具体化について検討	
③ 介護療養型医療施設	○医療保険の療養型病床群から介護保険の介護療養型病床群への転換等の状況を踏まえつつ、誘致を検討する。	具体化について検討	
④ 知的障害者入所更生施設	○知的障害者の家族の高齢化により、親亡き後の入所施設の需要は高まってきており、区内に入所施設の整備が必要となっている。 ○社会福祉法人による、施設建設・運営で整備(1か所)	○旧池袋第四保育園跡地での整備を検討	○用地売却・法人工事着工、平成17年度当初に開設

		再構築の考え方 (●は13年度取組済)	平成14年度に取り かかる事項	平成15年度以降に 取りかかる事項
⑤	精神障害者社会 復帰施設等	○精神障害者のためのグルー プホーム、地域生活支援セン ター、クラブハウス等の整備 については、必要性、緊急性 を十分に勘案しながら、本区 に必要な施設の種類及び施設 数について民設民営方式を基 本とし、整備に向けて検討を 図る。	具体化について検討	
⑥	身体障害者入所 療護施設・身体 障害者デイサー ビスセンター	○公共施設の跡地を活用し、 特別養護老人ホームを整備す る際には、小規模型の入所療 護施設を併設する。 ○増加している中途障害者に 対応する場として、また、高 齢化や障害の重度化で、毎日 の通所が困難になったり、作 業メニューが適当でなくなっ ている通所施設利用者の移行 先として、デイサービスセン ターを整備する。	○南池袋3丁目地区 に民設民営で整備す る特別養護老人ホー ムに併設、着工	○平成16年度中 に、南池袋3丁目地 区に開設 ○特別養護老人ホー ムを整備する際に併 設を検討
⑦	介護老人保健施 設	○介護老人保健施設(老健施 設)は23区全体では49施設あ るものの、区内には1か所も ない状況にあり、介護保険制 度下におけるこうした施設の 整備は緊急の課題となってい る。 整備にあたっては、民設民 営を基本に区内に整備する。	○南池袋3丁目地区 等に民設民営により 着工	○平成16年度中に、 南池袋3丁目地区等 に開設の予定
(2) 子ども家庭施設				
①	母子生活支援施 設 (母子寮)	○現在区内には社会福祉法人 が経営する施設が1か所あ る。DV被害者、子ども虐待な どへの対応など、施設入居の 潜在需要は相当数に上ること が予想される。 このため、20世帯程度が入 居可能な施設の整備(社会福 祉法人による建設・運営)を 図る。	○社会福祉法人の選 定	○社会福祉法人によ る施設の整備
(3) その他施設				
①	美術施設	○美術施設については、新た な視点で整備を検討する。	具体化について検討	

Ⅱ．区有財産の活用

1．学校跡地の活用

(1) 既に閉校になっている学校跡地

NO	施設名	暫定活用案	活用案	備考
①	平和小学校 (面積：5,676㎡)	平成12年度の出張所制度改革に伴い西部区民事務所として活用している。 なお、体育館、校庭及び教室の施設開放を実施している。	ワンストップサービスの拠点として区民事務所、西部保健福祉センター、保健センターを整備する。	近隣の老朽化した施設も併設し整備する。
	西部保健福祉センター (面積：1,308㎡)		当面民間への貸付けを検討する。	2階部分は、要第一児童館である。
	長崎保健所 (面積：1,499㎡)		当面民間への貸付けを検討する。なお、老朽化した公共施設の建替え用地としての活用も合わせて検討する。	
②	雑司谷小学校 (面積：4,687㎡)	(平成13年度 校舎解体)	民間法人誘致(定期借地権方式)により福祉基盤を整備する。あわせて老朽化が進み園庭の狭い南池袋保育園を廃園し社会福祉法人立の認可保育所を誘致する。	区の特別養護老人ホームの待機者は577人(平成13年7月末現在)となっており、今後さらに増加が予想される。また、区内には介護老人保健施設がないことから、当該地に社会福祉法人立の福祉施設を誘致する。なお、当該敷地の容積を活用して中堅所得者層と高齢者向けの住宅も合わせて整備する。
	南池袋保育園 (面積：589㎡)		保育所の「遊び場」及び地域開放型広場として整備する。	社会福祉法人立の保育所が開設後に廃園する。

NO	施設名	暫定活用案	活用案	備考
③	朝日中学校 (面積：4,681㎡)	①体育館、校庭及び教室を施設開放事業として活用する。 ②巣鴨北中学校の建替えに伴う仮校舎として活用する。 (平成13年5月から平成15年10月まで学校法人大乘淑徳学園に貸付け中)	巣鴨体育館と西巣鴨体育場の機能を併せ持つ総合体育館として整備する。	当該地は、都営三田線西巣鴨駅から100mで国道17号線に面し交通の便が良く体育施設の立地条件として良いこと。また、区の体育施設の配置から当該地はバランスが取れた位置にある。 なお、巣鴨体育館は、老朽化が進んでいるが現在地での建替えは、接する道路等(道路が狭い)の関係から困難である。
	西巣鴨体育場 (面積：3,907㎡)		今後想定される福祉基盤整備の用地として活用する。	
	巣鴨体育館 (面積：1,069㎡)		巣鴨図書館拡張用地として活用を検討する。	
④	日出小学校 (面積：4,495㎡)	当面は、現校舎を活用して私立学校等への貸付けを検討する。	環状5の1号線沿線の整備や池袋副都心の再生を視野に入れ、この地域の活性化につながる施設の誘致や庁舎・公会堂等の建設の可能性も併せて検討する。	当該地は、平成20年開通予定の環状5の1号線に接している。また、営団13号線(池袋～渋谷)の工事も実施され平成19年には開通する予定である。

(2) 今後、閉校が予定されている学校跡地

NO	施設名	暫定活用案	活用案	備考
①	千川小学校 [校舎敷地] (面積：8,678㎡)	①当面、校庭及び教室を施設開放事業として活用する。 ②西部区民事務所の建設に伴う事務所として活用する。	近隣公園として整備する。	みどりと広場の基本計画において、この地域は近隣公園(0.5～2ha)の不足地域となっている。環状6号線(山手通り)西側と放射36号線(要町通り)北側、地域には近隣公園が無い状況であり、近隣公園の整備が急がれている。
	千川小学校 [飛地] (面積：1,480㎡)	当面は、体育館を施設開放事業として活用する。	社会福祉法人に用地を貸付け母子寮、認可保育所を整備する。	本区の母子寮は、平成5年までに2施設が廃止となり、現在、愛の家(20室)だけとなった。母子世帯を取りまく環境は未だ改善されておらず母子寮の整備が急がれている。なお、老朽化が進む高松第一保育園を廃園し、同敷地内に社会福祉法人立の保育園をあわせて整備する。
	高松第一保育園 (面積：911㎡)		売却も含め検討する。	千川小学校(飛地)に社会福祉法人立の認可保育所を整備後に廃園し、跡地の活用については売却も含め検討する。

	千川二丁目児童遊園 (面積：424㎡)		近隣公園の整備後に売却も含め検討する。	
NO	施設名	暫定活用案	活用案	備考
②	時習小学校 (面積：7,971㎡)	①当面、体育館、校庭及び教室を施設開放事業として活用する。 ②現校舎を活用して私立学校等への貸付けを検討する。 ③西巣鴨中学校の建替えに伴う仮校舎として活用する。	池袋副都心の再生を視野に入れ、この地域の活性化につながる施設の誘致や庁舎・公会堂等の建設の可能性も併せて検討する。	池袋副都心に位置し建築可能床面積が3万㎡を超え多様な活用法が考えられる。
③	旧高田小学校〔南池袋小学校校舎〕 (面積：7,502㎡)	①現在、高田小学校と雑司谷小学校と日出小学校の三校統合による南池袋小学校の校舎として活用している。 ②当面、体育館、校庭及び教室を施設開放事業として活用する。	近隣公園として整備する。	この地域は近隣公園(0.5～2ha)の不足地域となっている。地域には雑司が谷霊園(33.55ha)はあるが、近隣公園は無い状況である。
	雑司が谷中央児童遊園 (面積：396㎡)		近隣公園の整備後に売却も含め検討する。	
	雑司が谷二丁目四ツ家児童遊園 (面積：392㎡)		近隣公園の整備後に売却も含め検討する。	
④	真和中学校 (面積：7,252㎡)	①道和中学校と真和中学校の統合後の新校の仮校舎として活用する。 ②当面、体育館、校庭及び教室を施設開放事業として活用する。	近隣公園として整備する。	当跡地は近隣公園(南長崎一丁目仮児童遊園)の範囲の外れにあり、環状6号線が間にあること。また、環状6号線とJR山手線と西武池袋線に囲まれた、地域には近隣公園は無い状況であるため、近隣公園の整備が望まれる。
	目白五丁目児童遊園 (面積：430㎡)		近隣公園の整備後に売却も含め検討する。	
⑤	大明小学校 (面積：8,123㎡)	当面、体育館、校庭及び教室を施設開放事業として活用する。	西部地域大型児童館、社会教育会館を整備する。	当該地は、池袋駅に近い住宅地で近隣には池袋図書館もあり、子ども関係の施設を整備するには環境がよいことから幼児から高校生までの総合的な子ども施策の施設整備の候補地である。また、一部公園的な整備もあわせて進める。
	池袋第二児童館 (面積617㎡)		隣接する池袋四丁目児童遊園も含め活用を検討する。	大明小学校跡地に大型児童館が整備後に廃止となる。

	青年館 (面積：307㎡)		社会教育会館整備後に廃止し売却を検討する。
--	------------------	--	-----------------------

NO	施設名	暫定活用案	活用案	備考
⑥	第十中学校 (面積：16,178㎡)	①千早中学校と第十中学校の統合後の新校の仮校舎として活用する。千早中学校跡地に新校舎が建設後に閉校となる。 ②当面、体育館、校庭及び教室を施設開放事業として活用する。	サッカーやラグビー競技が可能な多目的野外スポーツ施設として整備する。	区内にはサッカーやラグビーが出きるスポーツ施設がないことから区内に設置の要望が強くある。サッカーやラグビーの競技が可能な面積は約12,000㎡であり、当該跡地は、約16,000㎡と学校跡地の中では一番広く、当該地だけが競技場の確保が可能である。
⑦	長崎中学校 (面積13,007㎡)	①当面、体育館、校庭及び教室を施設開放事業として活用する。 ②椎名町小学校の建替えに伴う仮校舎として活用する。	総合体育館（集会室機能含む）として整備する。	当該地は、放射7号線に面し、容積率対象可能面積約30,000㎡あり、豊島体育館の観覧席がある競技場・観覧席がある温水プール・トレーニングルーム等の建設を行なうには相当の面積が必要である。 また、区の体育施設の配置から当該地はバランスの取れた位置にある。 なお、豊島体育館は、老朽化が進んでいるが現在地での建替えは、建築基準法上、現在の規模を確保することが困難である。
	豊島体育館 (面積4,156㎡)		自転車駐輪場及び今後想定される福祉基盤整備の用地として活用する。	現在、千川駅周辺で民間の土地を借りて整備している自転車駐輪場を廃止し、当該地の一部を活用し整備する。なお、福祉施設の整備用地としても検討する。
	豊島プール (敷地は公園用地となっている)		西椎名町公園として整備する。	昭和40年に開設した豊島プールは、老朽化が進み平成12年度より休止している状況である。長崎中学校跡地に通年利用できる温水プールの整備を行なう。

2. 出張所跡地（単独区民集会室）の活用

NO	施設名	活用案
①	旧第四出張所（南池袋第二区民集会室）	南池袋小学校の学校開放の実施を待って廃止し、跡地については売却も検討する。
②	旧第七出張所（南長崎第四区民集会室）	長崎中学校跡地に建設予定の総合体育館に集会室的機能を整備後に廃止する。跡地は隣接する南長崎四丁目児童遊園の拡張用地とする。
③	旧第八出張所（長崎第一区民集会室）	代替施設の利用状況を勘案し、売却も含め検討する。

④	旧第九出張所（要町第三区民集会室）	一階部分については、民間への貸付を検討する。なお、2階部分は区民集会室として継続する。
⑤	旧第十出張所（駒込区民集会室）	一階部分については、駒込生活実習所の分室として活用する。なお、2階部分は区民集会室として継続する。
⑥	旧第十一出張所（池袋本町第三区民集会室）	簡易裁判所跡地に建設予定の清掃合同庁舎に集会室的機能を整備後に廃止し、跡地については売却する。

3. その他跡地の活用

NO	施設名	活用案
①	巣鴨体育館	巣鴨図書館の拡張用地としての活用を検討する。
②	i 南池袋児童館	日出小学校跡地の活用や環状5の1号線に伴う面的整備用地として活用方法を検討する。
	ii 要町第二児童館	要町ことぶきの家と併設していることから、地域福祉の施設として整備を検討する。
	iii 巣鴨第二児童館	借上げ施設であり廃止後に返却する。
③	男女平等推進センター（エポック10）	生活産業プラザ等の区施設に移設を検討する。借上げ施設は移転後に返却する。
④	旧池袋第四保育園	社会福祉法人の誘致により知的障害者入所更生施設及び通所授産施設を整備する。
⑤	青年館建設予定用地	用途変更等活用方法を検討する。

4. 東池袋四丁目再開発ビルの保留床の取得

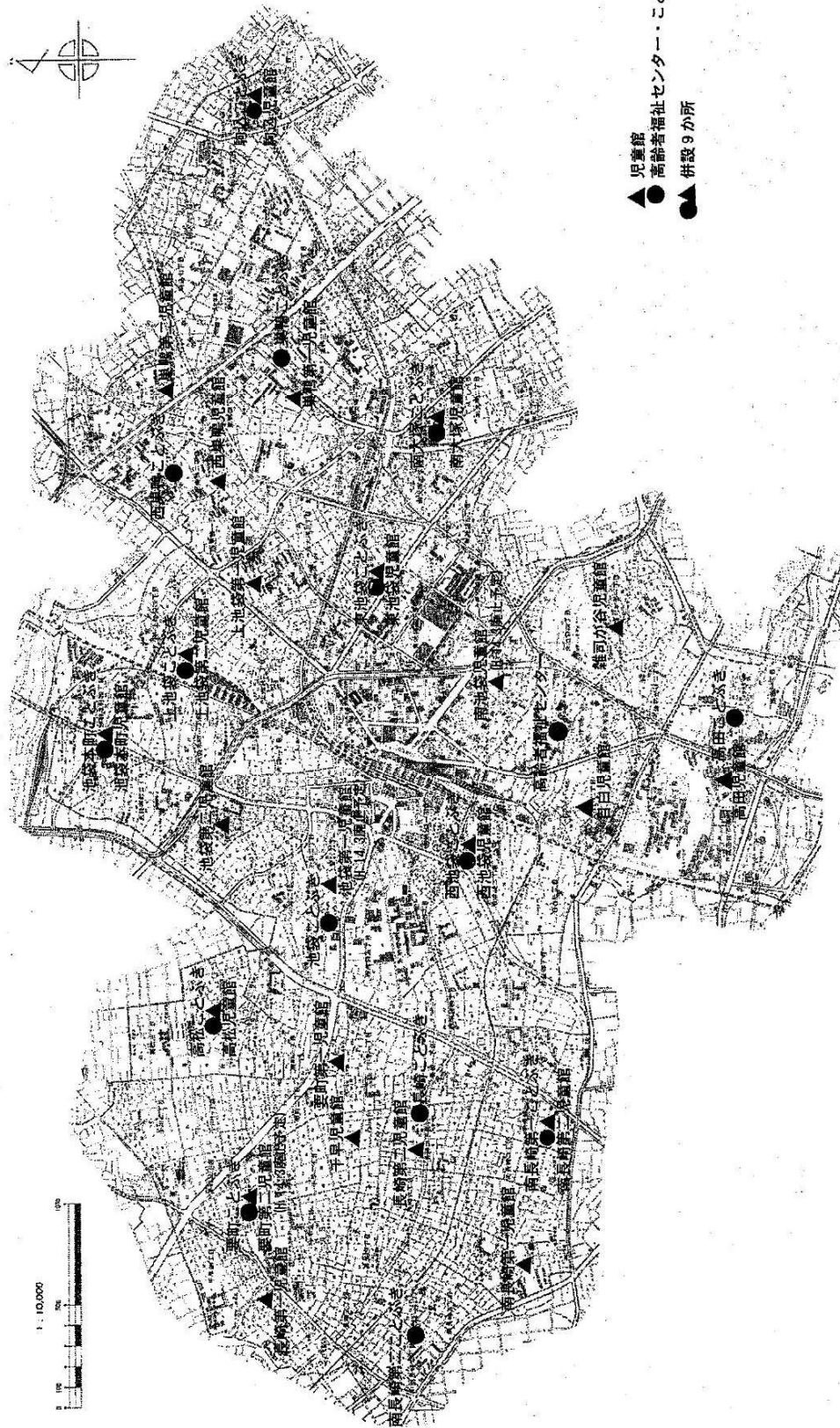
NO	施設名	活用案	備考
①	i 中央図書館	平成17年完成予定の東池袋四丁目地区市街地再開発ビルに新中央図書館を整備する。跡地については売却も含め検討する。	東池袋四丁目地区市街地再開発の業務棟の2階から5階の床（約6,000㎡）を取得し、図書館と交流施設を整備する。
	ii 交流施設	音楽、演劇、公演会、展示会など、多用途に対応できる空間可変設備のフリースペースと会議室などを整備する。	

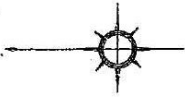
5. 用地の取得

NO	施設名	活用案	備考
①	JR東日本駒込社宅用地	周辺の区有用地等を含め都市計画公園（2.0h以上）として整備できるか検討する。	JR東日本駒込社宅が平成15年3月に廃止となる予定である。
②	（財）癌研究所付属病院用地	都市基盤整備公団が防災公園街区整備事業で整備後に一部を防災公園として取得することを検討する。	（財）癌研究所付属病院が平成16年に臨海副都心への移転を計画している。

③	清掃事業所用地	防災生活圏促進事業等により防災広場及び区営住宅（池袋本町二丁目区営住宅建替え）用地としての取得について検討する。	池袋本町一丁目に区が建設予定の清掃合同庁舎が完成する平成17年に都へ返還することとなる。
---	---------	--	--

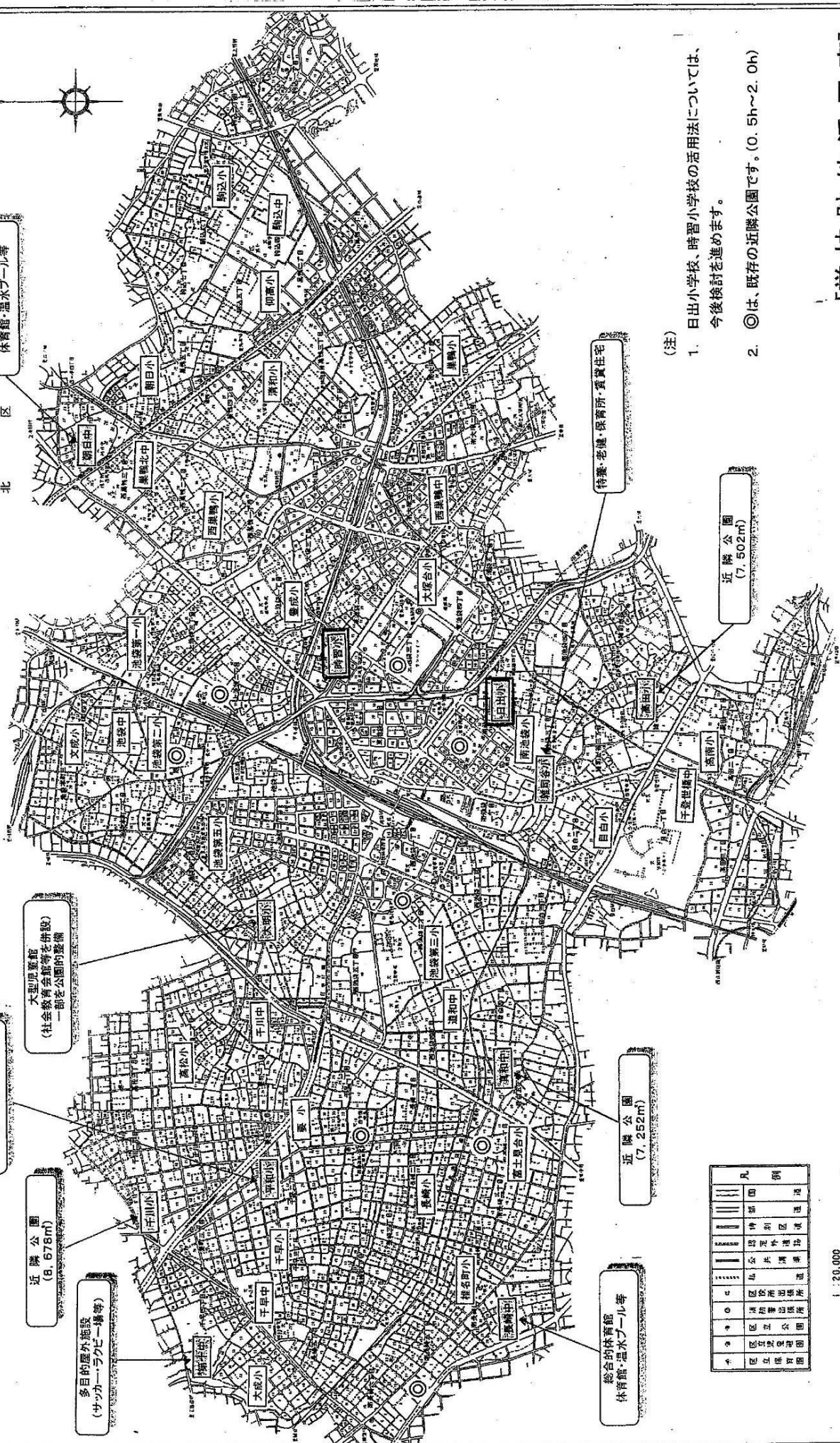
高齢者福祉センター・ことぶきの家、児童館の区内配置図





総合的体育館
体育館・温水プール等

北
区



西部区民事務所
(保健福祉センター・保健センター等を併設)

大型児童館
(社会教育会館等を併設)
一部を公園の整備

近隣公園
(8,678㎡)

多目的屋外施設
(サッカー・ラケット等)

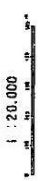
待産・老健・保育所・賃貸住宅

近隣公園
(7,252㎡)

総合的体育館
体育館・温水プール等

記号	凡例
○	区立児童館
□	区立保育所
△	区立公民館
◇	区立社会教育会館
●	区立児童館
■	区立保育所
▲	区立公民館
◆	区立社会教育会館
◎	区立児童館
□	区立保育所
△	区立公民館
◇	区立社会教育会館
●	区立児童館
■	区立保育所
▲	区立公民館
◆	区立社会教育会館
◎	区立児童館
□	区立保育所
△	区立公民館
◇	区立社会教育会館

1 : 20,000



(注)

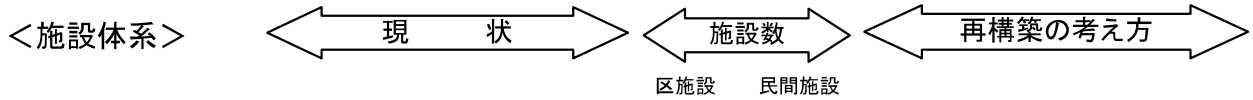
1. 日出小学校、時習小の活用については、今後検討を進めます。
2. ◎は、既存の近隣公園です。(0.5h~2.0h)

[学校跡地活用案]

公共施設再構築の施設体系

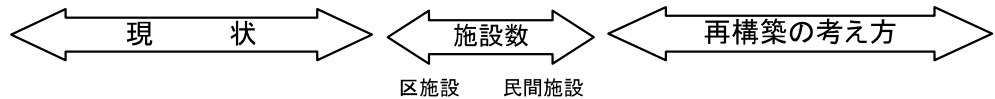
平成13年10月1日現在

○基本計画に記載されている施設 ◎基本計画、再構築に記載のある施設 ●再構築に記載のある施設



施設体系	施設名	区施設	民間施設	再構築の考え方
高齢者・障害者等の自立支援施設	○ 高齢者在宅サービスセンター	(11)	(1)	
	◎ 特別養護老人ホーム	(4)	(2)	民設民営で整備
	◎ 軽費老人ホーム(ケアハウス)	(1)		民設民営を基本に整備を検討
	● 高齢者福祉センター・ことぶきの家	(1+15)		地域福祉の拠点として再編、運営方法の検討
	◎ 保健福祉センター	(3)		保健センターとの連携を図りつつ再編を検討
	● (仮称)地域福祉センター	(0)		ことぶきの家を地域福祉センターとして検討
	● 痴呆性高齢者グループホーム	(0)		民設民営を基本に整備を検討
	● 介護療養型医療施設	(0)		誘致を検討
	● 介護老人保健施設	(0)		民設民営を基本に整備を検討
	◎ 知的障害者通所授産施設	(2)		社会福祉法人による整備が必要
	◎ 知的障害者通所更生施設	(2)		分室の整備が必要
	◎ 知的障害者入所更生施設	(0)		社会福祉法人で整備
子ども・家庭施設	◎ 精神障害者社会復帰施設等	(0)	(19)	民設民営を基本に整備を検討
	◎ 身体障害者入所療護施設・身体障害者デイサービスセンター	(0)		特養ホーム整備の際、小規模型の入所療護施設及びデイサービスセンターを併設
	● 児童館	(24)		17館体制の推進、大型児童館の整備を検討
	● 学童クラブ	(27)		
	● 保育所	(28)	(6)	民営化の推進、地域の保育需要に即して再編
	◎ (仮称)チルドレンズ・ミュージアム	(0)		大型児童館の検討の中で、あわせて検討
男女共同参画型社会の形成施設	○ 子ども家庭支援センター	(2)		
	◎ 母子生活支援施設	(0)	(1)	社会福祉法人で整備
健康づくりと保健医療施設	● 男女平等推進センター	(1)		区有施設への移転を検討
	○ 休日診療所	(3)		
	○ 健康診査センター	(1)		
	○ 口腔保健センター	(1)		
	◎ 保健所	(2)		
文化施設	● 保健センター	(0)		1保健所、2保健センターに再編
	◎ 公会堂	(1)		学校跡地での建設を検討
	◎ 郷土資料館	(1)		機能・配置等について検討
生涯学習施設	● 美術施設	(0)		新たな視点で整備を検討
	◎ 図書館	(8)		地域図書館の再編・整備を検討、民間事業者の参入を検討
	◎ 生涯学習センター	(0)		生涯学習推進計画策定委員会で検討
	◎ 社会教育会館・青年館	(5+1)		青年館・大型児童館の機能を含めて検討、管理運営について検討

<施設体系>



施設体系	施設数	再構築の考え方	
	区施設	民間施設	
生涯スポーツ・レクリエーション施設	◎ 体育施設(体育館、プール)	(3+5)	新たな施設の建設も踏まえて再編整備、PFIの導入の可能性を検討
	◎ スポーツセンター	(1)	
	● 野外運動施設	(4)	
	猪苗代青少年センター	(1)	
	区民保養所	(1)	
学校教育施設	幼稚園	(3)	一つの学年の児童が3名未満となる学年が複数存在する状況が2年間連続した場合は、当該年度で廃止
	◎ 小学校	(26)	
	◎ 中学校	(11)	
	● 健康学園	(1)	
コミュニティ施設	● 区民センター	(1)	
	● 区民集会室	(39)	
	斎場	(1)	
中小企業・商店街・消費者関連施設	● 生活産業プラザ	(1)	
	● 勤労福祉会館	(1)	
地域防災推進施設	○ 災害対策要員宿舎	(24)	
	備蓄倉庫・ミニ備蓄倉庫	(6+26)	
まちづくり施設	● まちづくりセンター	(4)	
	辻広場等	(19)	
住宅・住環境施設	○ 福祉住宅	(14)	
	○ 区営住宅	(8)	
	○ 区民住宅	(16)	
	○ 都心共同住宅	(5)	
	従前居住者住宅	(1)	
交通体系施設	◎ 自転車駐車場	(16)	巢鴨、大塚駅周辺の整備が必要 学校等の跡地を活用して大規模な保管所を整備
	● 自転車保管所	(8)	
	○ 歩行者用立体横断施設	(11)	
	○ 公共自動車駐車場	(0)	
みどりと広場施設	◎ 区立公園	(57)	近隣公園の不足地域を解消、近隣公園周辺の小規模公園は廃止を含め再配置を検討
	◎ 児童遊園	(94)	
リサイクル・ごみ減量施設	◎ リサイクルルーム	(3)	
	◎ スtockヤード	(2)	
	豊島清掃事務所	(1)	
事務所	◎ 庁舎[防災センター、公共駐車場]	(1)	学校跡地での建設を含め検討 ワンストップサービスが受けられる施設の検討
	● 区民事務所	(2)	